

## デジタル化に伴う消費者問題ワーキング・グループ報告書に対する 消費者庁取引対策課からのコメント

令和5年7月6日  
消費者庁取引対策課

特定商取引法は、購入者等の利益の保護並びに適正かつ円滑な商品等の流通及び役務の提供を図ることを目的としている（同法第1条）。

同法に基づく行政処分は営業の自由を制約し、また、同法に基づく罰則は人身の自由又は財産権を制限するものであるところ、その対象となる行為については、法運用の透明性を確保し、事業者の予見可能性を向上させ、適正かつ円滑な商品等の流通及び役務の提供を図るために、可能な限り明確な定義が必要である。

特に「チャット」や「チャットを利用した勧誘」のような用例のない用語については、意味に紛れが生じないように内包と外延を明確に定義することが前提であり、その上で、行政処分や罰則の対象となる行為を創設するに当たっては、その必要性や許容性が具体的に検討されるものである。